

大阪市住之江区イメージソング「ええまち住之江」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住之江区民や、住之江区を訪れる方に親しみや愛着を感じていただき、住之江区のまちの魅力を高めることを目的とした住之江区イメージソング「ええまち住之江」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領は次の各号に掲げる音源等（以下「音源等」という。）を対象とする。

- (1) 住之江区イメージソング「ええまち住之江」の音源（各種バージョンを含む）
- (2) 前号の音源の歌詞及び楽譜

(著作権等)

第3条 音源等に関する著作権等の一切の権利は、大阪市（以下、「本市」という。）に属する。

(使用料)

第4条 この要領に基づく使用について、音源等の使用料は無料とする。

(使用できる範囲)

第5条 この要領の規定に同意した者であって、住之江区が提供する音源等（住之江区ホームページからダウンロードしたもの及び住之江区が交付した媒体に収録されたものを含む。）を使用する者（以下、「使用者」という。）は、前条に定めるとおり無償で音源等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 本市の信用や品位を損なうおそれがあるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 営利を目的とするとき
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき
- (5) 第三者の利益を害するおそれがあるとき
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者が使用するおそれがあるとき
- (7) その他、大阪市住之江区長（以下、「区長」という。）が適当でないとき

2 音源等の使用が前項各号のいずれかに該当する場合、区長は使用の差し止めを請求又は必要な指示等を行うことができる。

3 前項の使用の差し止め又は必要な指示等により使用者に生じた損害について、本市は一切の責任を負わない。

4 使用者は、この要領の規定に同意したものとみなす。

(使用者の留意事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項に協力するものとする。

- (1) 使用者は、音源等を公の場で使用する場合、曲名及び住之江区イメージソングであることを明示すること。ただし、イベント等における背景音楽としての使用など、記載が困難な場合においては、この限りでない。
- (2) 使用者は、住之江区のまちの魅力向上に向けた広報等に協力すること。

(音源等の改変)

第7条 音源等の歌詞及び楽譜は改変することができない。ただし、歌唱や演奏のために必要な編曲については、住之江区のまちの魅力の向上に寄与する場合であって、事前の承認を得た場合にあってはこの限りでない。

(事前の承認)

第8条 前条ただし書きの規定による承認を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、大阪市住之江区イメージソング「ええまち住之江」編曲承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 編曲を行った制作物について、著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を自己で管理したり、著作権管理団体等へ登録しないこと。
- (2) 事前承認を受けて発生した権利の第三者への譲渡や転貸を行わないこと。
- (3) 編曲を行った制作物について、事前承認を受けた目的以外には使用しないこと。

3 区長は、第1項の申請があったときは、承認の可否を決定し、大阪市住之江区イメージソング「ええまち住之江」編曲承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 区長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

(損失補償等の責任)

第9条 本市は、音源等の使用に起因する損害について、一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第10条 音源等の使用に関する訴訟調停その他の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、音源等の使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月25日から施行する。